

## 半田市における土壌・地下水汚染について（続報）

株式会社豊田自動織機東知多工場において、ふっ素及びその化合物による土壌・地下水汚染が判明した件（令和元年 5 月 15 日公表）について、県は汚染井戸の周辺調査を実施しました。

汚染井戸から半径約 500m の範囲内にある事業所の立入調査等をしたところ、ふっ素及びその化合物の不適切な取扱いが確認されなかったこと等から、汚染原因の特定には至りませんでした。

### 1 調査結果の概要

汚染の届出後に、県が汚染井戸から半径約 500m の範囲内にある事業所の立入調査等をしたところ、ふっ素及びその化合物の不適切な取扱いは確認されませんでした。また、当該地は、埋立地の沿岸部にあることから、海水の影響を受けている可能性もあります。これらのことから、汚染原因の特定には至りませんでした。

なお、汚染井戸から半径約 500m の範囲内の井戸の有無を調査したところ、採水可能な井戸が無かったため、地下水質調査は実施しておりません。

### 2 周辺の井戸所有者に対する情報提供

県は半田市始め関係行政機関と連携して、周辺の井戸所有者へ汚染の状況や地下水の利用上の注意等の情報提供を実施しました。

### 3 今後の対応

事業者は汚染土壌の掘削除去、地下水汚染の拡散防止措置等を実施していく予定です。

県は事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

## 参考

### ○ 基準を超過した特定有害物質について

#### ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で 12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を 1 日 4 mg 以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）